

## 電波監理審議会（第1079回）議事録

### 1 日時

令和2年7月10日（金）16：00～17：48

### 2 場所

Web会議による開催

### 3 出席者（敬称略）

#### (1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、兼松 由理子（会長代理）、長田 三紀、  
林 秀弥、日比野 隆司

#### (2) 審理官

藤田 和重

#### (3) 総務省

（総合通信基盤局）

田原 康生（電波部長）、布施田 英生（電波政策課長）、  
三木 啓嗣（基幹・衛星移動通信課重要無線室長）

（情報流通行政局）

吉田 真人（情報流通行政局長）、吉田 博史（大臣官房審議官）、  
湯本 博信（総務課長）、豊島 基暢（放送政策課長）、

#### (4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

#### 4 目次

(1) 開 会	1
(2) 諮問事項（総合通信基盤局）	
① 令和元年度電波の利用状況調査の評価 （諮問第21号）	1
② 公共用無線局に係る臨時の利用状況調査の評価 （諮問第22号）	17
(3) 諮問事項（情報流通行政局）	
日本放送協会放送受信規約の変更の認可 （諮問第23号）	33
(4) 報告事項（情報流通行政局）	
① 日本放送協会令和元年度決算の概要	37
② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受信料の免除の実施状 況	42
(5) 閉 会	48

# 開 会

○吉田会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染対策の継続が要請されていることに鑑みまして、本日の7月期定例会議につきましても、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題はお手元の資料のとおり、諮問事項3件、報告事項2件となっております。

## 諮問事項（総合通信基盤局）

（1）令和元年度電波の利用状況調査の評価

（諮問第21号）

○吉田会長 それでは、早速ですが、審議を開始いたします。

諮問第21号、令和元年度電波の利用状況調査の評価につきまして、布施田電波政策課長から御説明をお願いいたします。

○布施田電波政策課長 電波政策課長の布施田でございます。よろしくお願いたします。

諮問第21号、令和元年度電波の利用状況調査の評価につきまして、資料1に基づきまして御説明させていただきます。

参考資料を御覧ください。

右上のページ番号3ページのところを御覧ください。

この電波の利用状況調査でございますが、電波法の第26条の2に基づき実施したものでございます。

中ほどの絵の左側に定例調査とございますが、毎年、周波数を3つの区分に分けてそれぞれ毎年調査をするものでございまして、令和元年度は②714MHzを超えて、3.4GHz以下のところを調査いたしました。

流れがこの図に書いてございますが、調査結果を公表すると共に、評価結果(案)についてパブコメをかけてございます。

そのパブコメの結果を受けた評価案を本日、この電波監理審議会に諮問させていただきまして、答申を頂きましたならば、評価結果を公表して、一番下でございますが、今後の周波数の割当て計画の作成などに反映していくものでございます。

続いて4ページ目を御覧ください。この利用状況調査の概要でございます。

上から4行目のところ、調査対象無線局数でございますが、約8億1,200万局でございます。

これは周波数帯ごとの無線局数をカウントしてございますので、実際の無線局数よりも多くなってございます。

免許人数も11万者となっておりますが、こちらも同様の理由で、実際の免許人よりも多くなってございます。

調査の方法ですが、2つございます。

1つ目が無線局のデータベースでございます、PARTNERに登録されている情報を抽出して調査をいたします。右側に調査事項が書いてございますが、各システムの免許人の数、無線局の数などを調査いたします。

2つ目が、調査票、アンケートのようなものでございますが、そちらを免許人に配付いたしまして、具体的な時間ごとの運用状況ですとか、今後の運用計画、例えば廃止をする、ほかの周波数帯に移行すると、そのような計画を聞いて

てございます。

また、この調査のほかに補完する意味合いで、実際に出ている電波を受信して調査をする発射状況調査もしているところでございます。

下の評価の方法でございますが、この周波数帯を7つに分けて、それぞれ評価しているところでございます。

一番下にスケジュールが書いてございます。去年の7月にアンケート調査票を配り、その後集計をして、結果は全国に11ある地方局管轄区域ごとにまとめているところでございます。

次の5ページ目を御覧ください。こちら評価の取りまとめ案でございます。

こちらに行く前に、周波数帯ごとに簡単に御紹介したいと思いますので、続いて6ページを御覧ください。よろしいでしょうか。

この周波数帯は主に携帯電話などに使われているものでございます。左上に帯表で割当て状況が書いてございますが、携帯電話が多く使っております。

その間に、例えば760MHz近辺には、車に搭載いたします高度道路交通システムがございまして。

このかぎ括弧で書いてある数字は免許不要局でございまして、この3年間の間に出荷された台数が書いてございます。

その帯の下側、915から930MHzにRFID、識別用のための、同じく免許不要局がございまして。

例えば電力やガスのスマートメーターに使われているテレメーター用がここにございまして、この3年間、例えば3,200万台のテレメーターが出ているということになってございます。

右側の上にシステムごとの無線局の推移がございまして。

携帯無線通信と書いてございますが、これは携帯電話のことでございます。

NB-IoTですとか、eMTCと書かれてございますが、これはいわゆる

携帯電話というものではなく、センサーシステムのものでございます。

こういったものが載っているこの周波数帯は、いわゆる携帯電話を中心とした周波数帯でございます。

次の7ページを御覧ください。

ここは航空管制、航空路の安全のために使われているバンドでございます。

例えば、ATCトランスポンダ、飛行機が自動的に自分の名前とか識別などを発信するもの。

また、右の上の2つ目のところにある航空用DME/TACANとありますが、これは各飛行場に着陸しよう、離陸しようとしている飛行機の方位ですか距離を測るようなシステムであり、このように航空関係の無線に使われているところでございまして、こちらは、国際的な取決めに基づいているところでございます。

次の8ページを御覧ください。

こちらは主にアマチュア無線、また、イベントなどで使われているラジオマイク、また、放送事業者の番組伝送用のFPUというようなものに使われているところでございます。

特に右の表の上から3番目に1.2GHz帯画像伝送用携帯局というのがございます。これはヘリコプターにカメラを積んで、取材した映像を地上に送り返すなどによく使われているものでございますが、局数変化はないのですが、この免許人の方に聞きますと、約8割の方が今後、移行するとか、廃止をするということが言われているところでございます。

次の9ページを御覧ください。

こちらにも主に携帯電話に使われているところでございますが、ここは衛星を使った移動通信システム、全世界的なシステムに使われていたり、また、GPSや準天頂衛星にも使われているものでございます。

例えば右側の上の表を見ていただきまして、2行目からインマルサット、イリジウムシステム、スラヤ、MTSATなど、このような衛星を使った陸上で使う移動通信システム、こういうものに使われているところでございます。

次の10ページを御覧ください。

こちらの周波数帯も携帯電話に使われているわけですが、その間を縫ってPHSですとか、あと、宇宙利用、ロケットを打ち上げる際のテレメトリのコマンドですとか、あと、ここにも放送事業者のFPUが使われているところでございます。

右の表の中ほどにPHSというのがございます。これは公衆用のPHSですが、令和5年3月にサービスが終了することが既に決まっております。公表もしてございます。その関係から台数がぐっと減ってきているところでございます。

また、2.3GHz帯映像FPU。これは放送事業者が使われる番組素材伝送であり、大きく増えていますが、これはほかの周波数帯から移行してきたものがこちらに来ているということで増えております。

また、その下のローラル加入者無線。これは固定の電話回線などの線を引くことが難しい山奥とかに対して電波で飛ばすようなシステムですが、この部分を2.3GHz帯ではなくて、ほかの周波数帯で使い勝手のいいシステムが出てきてございますので、そちらに移行するというところで台数が減ってきているというところでございます。

続いて11ページを御覧ください。最後でございます。

この周波数帯は、主に無線LAN、Wi-Fiというような免許不要局に使われているところでございます。

そのほかBWAですとか、衛星を使った移動通信に使われているところでございます。

上の左側の表を見ていただきまして、無線LANというところに矢印が出て

いますけれども、矢印の下に、2.4GHz帯小電力データ通信システムというのが書いてございますが、これはいわゆるWi-Fiのことです。

この3年間で、4億3,200万台、このような数字が出て、非常に盛んに使われているバンドでございます。

以上が各周波数帯の概要でございます。

失礼しました。

12ページの最後のバンドが残っております。

12ページ、ここの周波数帯は船舶レーダーが主に使っておりまして、ところどころで空港の監視レーダーでも使っているところでございます。こちらにも国際的な取決めに基いて使っているところでございます。

5ページ目の評価の案にお戻りください。

全体としては、3年前の調査のときは6億700万局だったところから、今回は8億局というふうが増えてきているところでございます。

実際に携帯端末がトラフィック需要に応じて増えているということとか、あと、ウェアラブル端末のような多様な端末が出てきているということで局数が増えてございます。

主な評価結果といたしまして、ここに5つ代表的なものを書いてございます。いわゆる今後、周波数を移行するものですか、共用していくものを出してございます。

上からいきますが、1.2GHz帯画像伝送用携帯局でございます。

こちらは自治体ですか、空撮を行う航空会社が使っているものでございますが、免許人の約8割の方が、今後、移行または廃止していくということでございます。

右側の評価でございますが、今後、2.4GHz帯、5.7GHz帯に移行を推奨していくことが適当であると評価してございます。



2つ目が2.3GHz帯映像FPUでございます。

こちらはニュースの映像など、番組素材を取材現場からスタジオまで送るのに使われている無線局でございます。

他の周波数帯からこの周波数帯に移行していることもあり、増加しているところがございます。

ただ、運用時間は、毎日使うというものではなくて、年間30日から150日未満の間で使われているという使い方が一番多いものでございます。

評価でございますが、運用を行わない日時が一定程度存在するというところでございますので、携帯電話とのダイナミック周波数共用を含めて、移动通信システムの導入の可能性について検討していくことが適当と評価してございます。

3つ目のPHSでございますが、令和5年度にサービスが終了する関係から無線局は減少してございます。

評価でございますが、公衆PHSがなくなった後も構内無線局としてはサービスが残ってございますので、このデジタルコードレス電話の周波数の拡張などについて検討することが適当と考えてございます。

ローラル無線局、固定電話の回線が引きにくいところに対して無線を使うものでございますけれども、こちらの無線局数は減ってきてございます。

評価でございますが、VHF帯、具体的には60MHz帯でございますが、そちらの無線システムが使われ始めてございますので、その周波数帯への移行を検討することが適当としてございます。

最後、N-S-T-A-Rの衛星移动通信システムでございます。

こちらは、海の上、山間地などの通信手段ですとか、災害時のライフラインとして使われてございます。

評価でございますが、こちらも携帯電話とのダイナミック周波数共用を含めまして、移动通信システムの導入の可能性について検討することが適当として

いるところでございます。

評価につきましては、以上でございます。

そのほかの資料の御説明をさせていただきますが、13ページから15ページ目までは、7つの周波数の区分ごとの無線局数ですとか、また、地方ごとの無線局の数などを示してございます。

また、16ページ目からは、具体的なシステムの電波の発射状況を実際に測ったものでございます。

16ページでございますが、対象は、全国的に展開されている地域BWAについて、実際の電波の発射状況を調べてみました。

17ページと18ページがその結果でございます。

地域BWAの都市部、郊外、ルーラルでどれほどの電力値で受信できるのかということも17ページでは評価してございますし、あと、18ページ目では、総務省が整備していますDEURASシステムという電波監視システムがございいます。そちらを使って入感電力を実際に測って見たところでございます。

また、19ページは、地域BWAのサービスエリアの中を自動車に測定機を乗せて動きながら受信電力を調査したということでございます。

こちらは、時間的、また、コストも抑えながら、比較的効率的に測定ができるということが分かったものでございます。

20ページは、その地域BWAに対して10か所ぐらいの地点を選びまして、高さごとにどれほど受信電力があるかというものを測ったものでございます。

これらの発射状況調査は、令和2年度の重点調査などにも生かしていきたいと考えてございます。

これらの評価でございますが、パブリックコメントをしてございます。3者から御意見をいただいております。

まず、21ページ目でございます。

毎日放送から1件出てきてございます。2.3GHz帯の放送事業者のFPUについてでございます。

ダイナミック周波数共用を使うということで評価させていただいたことにつきましてのご意見でございますけれども、移動通信との共用については、運用調整の煩雑さなどが難しいことを懸念しているということで、これらを踏まえた検討を強くお願いしたいということでございます。

総務省といたしましては、既存免許人の運用を適切に保護した上で取り組んでいくとしてございます。

22ページ、ソフトバンクでございます。

総論といたしましては、この調査の取組に賛同するというところでございます。

2つ目は、これもこの調査とは直接関係ございませんが、令和2年度から行う重点調査につきまして、自営BWAやローカル5Gなど、新たなシステムについて調査していくことがよろしいのではないかと御意見です。

3つ目は、地域BWAの利用につきまして、現在、全国自治体数に比べると約14%と少ないということがありますので、引き続き調査をして制度の見直しなども検討していただきたいということでございます。

最後の4点目は、ダイナミック周波数共用について有意義である、共用のルールを策定し先に進めていただきたいということでございます。

これらの御意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきますということと、ダイナミック周波数につきましては、先ほどの毎日放送と同様の回答をさせていただきます。

最後、3点目、楽天でございます。

1.9GHz帯のPHSが終了するというところで、公衆PHSは終わるのでございますけれども、構内用のPHSですとか、DECTなど、既存の、まだ残る電波システムがございますので、その保護規定を見直すようにという御意見でござ

います。

今後の検討課題とさせていただきますと回答してございます。

最後は、ダイナミック周波数共用に関する、進めていただきたいという御意見でございまして、さきの御意見と同様な回答しているところでございます。

説明は以上でございます。

本日、答申を頂きましたら、評価結果を速やかに公表する予定でございます。

長くなりまして申し訳ございません。よろしく願いいたします。

○吉田会長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の先生方から何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○日比野委員 すみません、日比野ですけれども、それでは、1つよろしいでしょうか。

○吉田会長 はい、よろしく願いいたします。

○日比野委員 ほとんどの帯域で大変適切な運用がなされているようで、結構なんですけれども、2.3GHz帯のFPUの話がパブリックコメントにありました。

この部分についてもシステム利用のない期間が一定程度あるところについては、周波数の共用の検討を行うということで、これも結構だと思うんですが、特に足元、本当に災害が頻発するような状況になっていますけれども、こういったところでの運用で支障が生じないようにぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○布施田電波政策課長 よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○布施田電波政策課長 御指摘ありがとうございます。

この2.3GHz帯を放送事業者と携帯電話事業者が問題のないように使え

るように、現在、協議中でございます。

ダイナミック周波数共用ができる法制度は既にできてございますので、令和3年度からの実運用に向けて具体的なルール作りをしております。

確かに御指摘にありましたとおり、平時は放送事業者が使っていなくても、災害時になると、そこにカメラ持って行って無線機をつけて映像を飛ばすということがございますので、放送事業者が使いたいといったときに、すぐに携帯電話は止めるとか、そういうふうな具体的にどういう手続で進めるのかということは今、詰めてございますので、改めてそこは慎重に進めていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○日比野委員 ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○林委員 林でございます。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○林委員 先ほどの日比野委員の御質問に関係するんですけれども、私もダイナミックな周波数共用の話はぜひ進めていただいて、効率的な周波数の利用効率を高めていただきたいと思うんですけれども、ダイナミックな周波数共用のルール作りにおいて、具体的な今、詰めとか手続を行っているということがございますけれども、既存システムと新規のシステムとの間の地理的・時間的な共用条件を予め設定しておくことが必要と思いますが、具体的な共用条件はどのように進められているのでしょうか。

以上でございます。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。

令和3年度から運用を始めるということでは皆さん、関係者の認識は一致しております。

それで、共用基準につきましても、情報通信審議会のほうで御議論いただいて、御意見を頂きたいと思っております。

ですので、今年の後半には情報通信審議会でこの共用基準の在り方について御検討いただいて、その結果も頂いて、それをまた具体的な許認可の調整ルールの中にも落とし込んで、令和3年度から動かしていきたいと思っております。

ということで、具体的に進めているところでございます。

よろしいでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。

ぜひ仰せのような方向でお進めいただければと存じます。ありがとうございます。

○吉田会長 長田委員からはいかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。

特に質問はございません。ありがとうございます。

○吉田会長 兼松会長代理からはいかがでしょうか。

○兼松会長代理 ありがとうございます。

私のほうも特にございません。

○吉田会長 承知しました。

それでは、吉田のほうから少しコメントさせていただきたいと思えます。

説明資料を拝見いたしまして、この5ページに要約されております評価(案)は非常に適切ではないかと感じました。

また、6ページ以降の周波数帯ごとの個別の説明につきましても、現状の電波利用の形態が非常によく理解できて、大変参考になりました。

それで、参考までにちょっとお伺いしたいと思いましたのは、先ほどの御説明の中にはなかったんですけども、15ページの参考資料のところに20電波利用システム(467免許人)を対象とした調査結果として、「年間の運用期

間」の日数別比較の棒グラフが示されており、その中で1年の間で1日以上30日未満が26.6%、それから、使用実績なしが17.3%で、合わせますと43.9%、およそ44%が30日未満しか1年の間で使われていないということで、様々な事情があるとは推察するんですけども、利用頻度が非常に少ないシステムがかなりあると理解いたしました。これらは、5ページの評価(案)の中で、先ほど来、話題にも出ておりましたダイナミック周波数共用とか、他の周波数帯への移行を検討することが適切であるといった、いろいろな評価コメントが書かれておりましたけれども、こういったコメントの対象となっているシステムがほとんどであるという理解でよろしいのでしょうかというのが、1点目でございます。

それから、もう1点追加でお伺いしたいと思います。先ほど、無線局数が3年前と比べまして約2億局増えた理由として、特に携帯無線通信が2億局増えたためと伺ったんですけども、いわゆるマルチバンド端末の場合、1つの端末が複数の無線局数にカウントされていると伺いましたので、それでは、実際に増えた携帯端末の数というのは一体幾らくらいなのでしょう。もし雑駁な数でも分かっておりましたら教えていただきたいと思いました。

それに関連しまして、例えば1.7GHz帯、先ほどの資料で言いますと、10ページの表の2行目に1.7GHz帯の携帯無線通信の推移が示されており、結果として3年間に約3,700万局増えています。この1.7GHz帯は、確か2年前でしたでしょうか、4Gの周波数割当ての際にKDDI/沖縄セルラーと楽天モバイルに新たに割り当てられたと理解しているんですけども、そのために、KDDI/沖縄セルラーと楽天モバイルの端末が非常に増えた結果であり、この3年間の間の携帯端末数の主要な増加要因であると理解してよろしいのでしょうか？ただ、楽天モバイルは新規参入でしたので、果たしてこの調査に間に合ったかどうか分からないんですけども。

その辺り、ちょっと細かいんですけども、分かる範囲でお答えいただければと思います。

○布施田電波政策課長 布施田でございます。

1点目の運用期間の日数別比較でございますが、確かに1日未満、以下というものがあ程度のボリュームでございます。

これは、取材していきますと、放送事業者のFPU、彼らも幾つかの無線局を持っていますので、その無線局ごとに聞いていきますと、この無線局は使う回数が少なかったというのが出てきてございます。

また、防災対策用の画像伝送のようなものが、1.2GHz帯の、それこそ画像伝送局もそうですが、自治体を持っているような災害対策用というのものも、そのときに使われるのですけれども、何もなければ使われないということで、1年間実績なしという回答があったところでございます。

中身としてはそういうものでございまして、今後、そういう無線システムをダイナミック周波数共用に使えるかということでございますが、この周波数帯が携帯電話として国際的によく使われている周波数帯、いわゆる3GPPバンドと言われている周波数帯であるならば、この周波数を使いたいという携帯電話事業者も出てきますので、具体的な共用という話になっていくと思いますが、そのように、この周波数帯を使っていないならば使いたいという人が出てきたときに、具体的な共用という話になっていくものだと思います。

そういう意味で、2.3GHz帯というのは、そもそも世界中が携帯電話で使われているということがあったものですから、話が進んだものと考えてございます。

いずれにしましても、使い方を見ながら、共用を入れるか入れないか考えていきたいと思っております。

あと、2点目の携帯電話が2億台増えたということでございますが、御指摘



のとおり、1.7GHz帯に新たに割当てをしましたので、その中でのa uの分が増加してございます。

また、既存のバンドでも、例えば1.5GHz帯というものが、その周波数を含んだ端末というものが増えていまして、資料の1の9ページになりますが、1.5GHzの携帯電話も数千万台ぐっと増えております。

吉田会長が今、おっしゃったとおり、実はマルチバンド対応の機器がどんどん増えてきてございまして、そういう意味で、既存の周波数帯の無線局も増えているというような状況でございます。

以上でございます。

○吉田会長 御説明どうもありがとうございました。

それから、資料を拝見していて1点だけ数値が気になったところがございませぬ。11ページの評価結果のポイントの1行目の最後に、地域BWAが3万2,000局から6万4,000局に増えたとなっているんですけども、上の表を見ますと3年前は、約1万局であり、表からは1万局が6万4,000局に増加したというように読めます。どちらが正しいんでしょうか。

ちょっと気になりました。

○布施田電波政策課長 すみません、これは1万から6万局が正しいです。

また、下の表現も何か、3,220万局とちょっと誤字がございませぬので、修正させていただきます。

上の表のほうの数字が正しいです。

○吉田会長 3,220万局ですが、これは合っていると思います。全国BWAのほうの3年前の局数です。地域BWAのほうの3万2,000局というのが、上の表の1万局と合っていないというだけです。

上の数字のほうの数字が正しいんでしょうか。

○布施田電波政策課長 はい、上の表が正しいです。

○吉田会長 分かりました。

○布施田電波政策課長 失礼いたしました。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかに委員の先生方から追加で御質問等ございますでしょうか。  
特によろしいでしょうか。

それでは、特に御発言等がないようですので、諮問第21号につきましては、  
諮問のとおり評価することが適当である旨の答申を行います。よろしいで  
しょうか。

念のため各委員に確認させてください。

林委員はいかがでしょう。

○林委員 御異議ございません。

○吉田会長 長田委員もよろしいでしょうか。

○長田委員 はい、結構です。

○吉田会長 兼松会長代理、いかがでしょうか。

○兼松会長代理 結構でございます。

○吉田会長 日比野委員はいかがでしょう。

○日比野委員 結構です。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

それでは、そのように決することといたします。

皆様どうもありがとうございました。

## (2) 公共用無線局に係る臨時の利用状況調査の評価

(諮問第22号)

それでは、続きまして、諮問第22号になりますが、公共用無線局に係る臨

時の利用状況調査の評価につきまして、三木重要無線室長から御説明をお願いいたします。

○三木重要無線室長 皆さん、こんにちは。

重要無線室長の三木でございます。

○吉田会長 こんにちは。どうぞお願いします。

○三木重要無線室長 会長、聞こえていますでしょうか。

○吉田会長 はい、聞こえております。

○三木重要無線室長 進めさせていただきます。

それでは、諮問第22号の公共用無線局に係る臨時の利用状況調査の評価について御説明させていただきます。

ファイル名、【22号①】番、公共用無線局に係る臨時の利用状況調査でございます。

まず、資料の1ページ目、右上に四角でページ数を打っております。

諮問の概要を御覧ください。

記載のとおり、昨年5月17日に電波法の一部を改正する法律が公布されて、電波利用料が減免されている公共用無線局のうち、電波を能率的に利用していないものとして政令で定めるものについては、電波利用料を徴収することとなりました。

本件は、これを受けまして、その適用を検討するために実施しました臨時調査、臨時の利用状況調査における電波の有効利用の程度の評価について諮問をさせていただくものでございます。

ページをおめくりいただきます。2ページは表紙でございますので、3ページ目。

先ほどの第21号でもありましたこのオレンジっぽい資料でございます。

電波の利用状況調査・公表制度の概要を表したものでございます。

本件は、この赤枠で囲っております、必要があると認めるときに対象限定といたしまして行います臨時の利用状況調査でございます。

ページをおめくりいただきます。4ページ目でございます。

調査対象は電波利用料が減免されている公共用無線局でございます、無線局数にしまして約64万局、電波利用システムは171システムとなっております。

スケジュールは、今年の10月から行いました。

続きまして、5ページ目を御覧ください。

5ページ目に評価の手順と調査方法を示しております。

調査方法は、総務省が保有しております無線局データベースを用いましたPARTNER調査、それから、免許人から実際に調査票を送付させていただきまして、調べさせていただきましたこの調査票調査、この2つの調査方法を実施いたしました。

これらの調査結果を踏まえまして、評価の手順でございます。

ここに、真ん中の箱に書いております(1)です。国際的に共通の周波数帯、方式を用いられているかどうか。

また、(2)では、効率的な技術が用いられているかどうか。

3つ目は、既に移行の準備している、または、廃止の予定が決まっている、そういったものがあるかどうか。

それから、4番目でございますけれども、その周波数帯にもう需要がない、ニーズがない、または、すぐに移行を行うことが不適當であるなどのものについて評価させていただきました。

6ページ目を御覧ください。

今、5ページ目で説明しました評価の手順(1)から(4)のものをそれぞれ、(1)では66システム、全体で171ありますので、66。2番は、効率

的な技術が用いられているものが6、既に移行期限が1。残りが98となっております。

総括でございます。6ページの上の箱に書いております。

現時点では、電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備を使用している、または、当該技術を用いた無線設備の導入を促進する必要性が低いと認めるとの結果が得られました。

ただし、総務省としましては、毎年実施している電波の利用状況調査におきまして、引き続き、今回調査を実施した電波利用システムにつきまして、状況を注視して評価を実施していくとしております。

7ページ目をお願いいたします。

これは参考資料でございますけれども、調査対象となります171システムのうち、公表システムが106、それから、不公表システムが65ございます。171のうち、不公表システムが65ございます。

この不公表システムといいますのは、評価はしておりますけれども、電波の利用状況調査に関する省令で規定に基づきまして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律で不開示情報に配慮することということがありますので、不公表とさせていただきます。

8ページ目を御覧ください。

8ページ目から9ページ目は、それぞれシステム名が書いております。

では、全体の概要を説明させていただきましたので、この中から、具体的なシステムについて、評価例を示させていただきたいと思っております。

まず、1つ目が、同報系防災行政無線でございます。これはPDFのファイルの名前が、【22号③】(参考)のものでございます。これは、4ページの構成になっております。

同報系の防災行政無線は市町村が所有します電波利用システムでございます。

て、災害などが発生した場合に、地域住民に対して直接情報伝達を行うものでございます。

最近ではコロナの御案内で、公園とか公共施設のところのラップで住民に知らせているもの、あれがこの同報系防災行政無線というものでございます。

これの2ページ目を御覧ください。

ここにはどういった無線技術が使われているかというものをこの表に書いております。アナログ方式もございます。16QAM方式とかQPSK、これはデジタル方式でございますけれども、アナログ方式とデジタル方式が混在して使われております。

この資料のPDFの4ページ目、最後のページになります。

この中段辺りに評価の欄を設けております。

この⑤番、評価の(4)の①番、この本システムが使用する周波数帯につきましては、ほかの用途での利用ニーズが顕在化していないこと。それから、所有している市町村に財政的支援がない限り、設備更新を進めることは困難であること。

したがって、(5)番を読み上げさせていただきますが、今後、総務省では、本システムについては防災行政用システム施設として安定的な運用が求められていることも考慮しつつ、電波の能率的な利用の観点から、自治体における本システムの利用状況や、本システムが使用する周波数帯の利用ニーズについて定期的に調査を行うとともに、地方財政措置、財政的支援等について引き続き注視していくことが必要であるということの評価させていただいております。

続きまして、次のシステムは別のPDFになります。【22号④】番でございます。

次は、40GHz帯固定マイクロというシステムを説明させていただきます。

これは、主に公益事業者でありますとか国が音声、データ、画像などを情報伝送するために使っている区間区間のシステムでございます。

2 ページ目、2 枚目を御覧ください。

これはデジタル方式を、この4 P S K、ほかのページにはQ P S Kと書いておりますが、同じ無線技術でございますけれども、使っております。

ここは、そのページの下のほうになります、これは100%使っている。その下のほうになりまして、ここのシステムが使用する周波数帯には、5 G システムなどの移動通信システムで使用する具体的なニーズが顕在化しております。

そして、また、この免許人に調査票で確認いたしますと、15年以上の長期間におきましてこの無線設備を使用しております。無線設備の老朽化によりまして更新計画として、令和2年度までに全ての設備更改を見込まれるものでしたというのが結果でございました。

最後のページ、4枚目でございますけれども、これは、先ほどのQ P S Kを使っておりますけれども、O F D M方式の更改、ほかの周波数帯のF W Aへの移行を進めることが電波の有効利用に資するものと考えておりますけれども、全ての免許人におきまして、老朽化で令和2年度までに全ての設備更改がありますということですので、今後、総務省におきましては、設備更改の進捗を注視しまして、本システムについて、防災対策用システムなどに安定的な運用が求められていることも考慮しまして、電波の能率的な利用の観点から、設備更改の進捗及び本システムの利用状況のフォローアップの調査を着実に行うことが必要であると考えております。

また、続きまして、先ほどの【22号①】番に戻ってください。

次はパブリックコメントについて意見が2件出ましたので、その説明をさせていただきますと思います。

この横長のものです。四角の10ページを御覧ください。表になっているも

のでございます。

2件出てきまして、1つ目はソフトバンク株式会社様から頂きました。

本調査の取組について賛同します。この調査は電波の有効利用に資することにつながるために賛同いたしますということで頂いております。

次に、もう1件ございまして、匿名の方でございます。

デジタルMCAについてでございます。

こちらにつきましても、御意見を踏まえまして、反対の意見ではございませんで、具体的な、もう少し詳しく書いていただきたいとかそういったものでございましたので、一部の技術と記述等を具体化させていただきまして回答させていただいております。評価結果には影響はございません。

以上が、諮問第22号の御説明となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の先生方から何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

どなたかいかがでしょうか。

○兼松会長代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 お願いいたします。

○兼松会長代理 この評価において、具体的なニーズが顕在化してないという記述がところどころ出てまいるんですけども、具体的ニーズが顕在しているかどうかというのは私のような素人にはどうやって判断するのかというのが分からなかったもので、その点を御説明いただければと思います。

○三木重要無線室長 先ほどのオレンジ色のこの資料です。

この資料のところ、毎年、電波の利用状況調査を行っております。先ほど第21号の諮問の中にもございました定例調査というものも行っております、



これ全部の周波数帯を3つに分けて電波の有効利用の程度などを調べております。

それに基づいていろいろな調査結果をパブリックコメントしておりまして、この中で需要等というものが、もしあれば出てくるという感じでございます。

○兼松会長代理 ありがとうございます。

そうしますと、調査の回答の中でこういうのを使いたいとかというような要望も出てくるという理解でよろしいでしょうか。

○三木重要無線室長 はい、そのとおりでございます。

○兼松会長代理 ありがとうございます。

まだあるんですけど、また追って質問させていただきます。

○吉田会長 承知しました。

それでは、ほかの委員の先生方からはいかがでしょうか。

○長田委員 長田です、よろしいでしょうか。

○吉田会長 お願いします。

○長田委員 経済的に困難なので更改しないとなっているところですが、結局そのまま何とか使ってしまうという意味なのでしょうか。これを注視していくというのは、具体的には総務省は何をどうするかというのを教えていただいてもいいでしょうか。

○三木重要無線室長 更改が困難である事情というのは、今、先生おっしゃったように、経済的に困難であるという答えでございました。

我々、総務省といたしましたら、電波の有効利用の観点から、なるべくこれは引き続き注視していきまして、電波の有効利用になるようなシステムにいくような形で注視していくということでございます。

○長田委員 つまり、移行するのにふさわしい仕組みがあるから、できればそっちを、どうしても更改の時期に合わせてはデジタル化をしてということを一

応要望しつつ、でも、何か急に電波料を取るとかということはありませんという  
意味。

○三木重要無線室長 すいません、最後のほうがちょっと聞き取れなかったの  
で、もう一度お願いします。

○長田委員 つまり、無理やりに、まずデジタル化しろということも言わない  
し、かつ、移れない事情も分かるから、電波料を徴収することもしないという  
ふうに理解してよろしいですか。

このままずっと、お金がなければそのままデジタル化しないまま、システム  
が壊れてしまったら駄目ですけども、そういうことになってしまうのか、そ  
うではなく、少しずつはその移行をお願いしていくのかという総務省としての  
姿勢の問題なのですけども。

○三木重要無線室長 分かりました。

先生も想像つかれると思いますけれども、これはだんだん古くなってきてお  
りますので、古くなってきますと使えなくなって、彼らの業務がそれ以上進め  
られなくなってきますので、恐らく、これは絶対だんだんと自然淘汰されて  
、デジタル化していくのではなかろうかと思っておりますので、我々が無理  
やりというよりも、使っている免許人が、実際に次にいいものを使わなければ  
いけないということで検討していただろうし、その計画については我々いろい  
ろ聞きながら、相談を受けながら進めていく、注視していくということでござ  
います。

ずっと居座ることはあり得ないと思います。

○長田委員 分かりました。ありがとうございます。

○吉田会長 今のお二人の先生方からの御意見に関係いたしまして、私も、そ  
ういう意見が出てくる背景には、やはりこの評価の観点に基づく判断基準とい  
うんでしょうか、どこで線引きするかという基準がやや曖昧で明確でないとい

う問題があるように思います。その周波数を使うシステムが顕在化していない、そこを使いたいという要望が上がってきていないとか、設備更改のための経済的な裏づけがない等の、どちらかと言えばやや消極的な理由で公共用無線局の電波利用料の減免を認めざるを得ないという事情は非常によく分かるんですけども、やはり今後のことを考えますと、事情には配慮しつつも、皆さんにこういった周波数利用効率のいいデジタルのシステムの存在を常に意識していただいて、機会があればそういうシステムに更新していただけるような、何らかの透明性の高い明確な基準を設けていただく必要があるのではないかと感じました。

非常に悩ましいところであり、総務省としても悩ましいことは理解できるんですけども、ニーズが顕在化していないとか、経済的な裏づけがないとかいう理由で、長田先生がおっしゃっていましたように、つつい先延ばししていくと、非常にまずいのではないかと思いますので、この辺りうまい手だてを考えていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○三木重要無線室長 頂いたコメントを踏まえまして、今後、フォローアップしていきたいと思います。どうもありがとうございます。

○吉田会長 ほかに委員の先生方からはいかがでしょうか。

○日比野委員 すみません、日比野ですけども、よろしいでしょうか。

○吉田会長 お願いいたします。

○日比野委員 関連した意見ですけども、今回は電波利用料の徴収に該当するシステムはなかったということで、結構ということではありますけれども、やはりこれから先、電波の有効利用に向けて状況を注視していただきたいと思っています。

そう申しますのも、先日、7月8日に経済財政諮問会議に提出された骨太方針の原案がございまして、デジタルガバメントの構築というのが一丁目

一番地ということで位置づけられています。

そういった形で閣議決議されていくと思うんですけれども、最優先課題と位置づけられているデジタルガバメント、そういう大きな方針が出ますので、これを機にデジタル化、あるいは、電波利用の効率化というのを徹底的に進めていただきたいと思います。

電波の面からもデジタルガバメントの構築、そこへのリーダーシップをぜひ総務省に期待したいと思います。

以上です。

○三木重要無線室長 頂いたコメントを踏まえまして、今後も進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○吉田会長 兼松会長代理、続きのご質問等ございますでしょうか。

○兼松会長代理 すみません、では、ちょっと補足で今のことにも関係いたしますが、日比野委員がおっしゃったこととほとんど同じではございますけれども、今般の新型コロナ対策におきましても、国のデジタル化といいますか、ITの遅れというのが非常にいろんな施策において支障になっているというふうに感じたところでございますので、今回はデジタル化は難しいとか、いろいろな理由をおっしゃったわけですが、やはり、今後もまたこういう、コロナもまだ続いておりますし、デジタル化をしないことには早晚政府のほうも立ち行かなくなるのではないかと懸念しておりますので、電波使用料を取るといふのはあくまでその最後の手段でございまして、プレッシャーをかけるための手段ということは理解しておりますけれども、ぜひ総務省としては引き続き各省庁に強く働きかけていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○三木重要無線室長 先生のおっしゃいました公共用の無線局、特に、省庁の持っている公共用無線局につきましては、日頃から注視していきまして、電波

の有効利用に資するように我々もフォローアップしていきたいと思えます。どうもありがとうございます。

○吉田会長 林委員からはいかがでしょう。

○林委員 はい、林でございます。ありがとうございます。

2点でございます。

先ほど来の先生方の意見と共通するんですけれども、1点目は防災行政無線についてでございます。先程来の先生方の意見と共通するんですけれども、一点目は、防災行政無線について、地方自治体の予算等の問題から、周波数の有効利用やシステムの高度化等を実現するデジタル化は思うように進んでいない状況となっているようでして、これだけ、防災、安心・安全分野における無線システムの重要性が再認識され、防災無線のデジタル化整備、高度化が喫緊の課題となっている中、電波有効利用を推進する観点からも早急に対処する必要があるのではないか、と存じます。この見地から、「地方財政措置等の支援策等について引き続き「注視」していくことが必要である」という書きぶりでは、弱いというか、腰が引けた物言いになっているのではないかと存じます。もちろんお金の問題はあるんですけれども、ただ理念としては、電波のより一層の有効利用を図る観点から、防災、安心・安全等の自営系・公共系の無線システムの整備・デジタル化の加速化を図るといふぐらいの意気込みは示してほしいところです。これは私の個人的な意見になるかもしれないんですけれども、私は、例えば、防災無線の重要性は認識しているというのであれば、たとえば電波利用料収入等の公的資金を活用することにより、アナログからデジタル化の移行に共益費用である電波利用料を充当するのがよいのではないかと思います。これは意見です。

それから、2つ目は、長田委員の意見と共通するんですけれども、従来のアナログ方式による周波数利用にとどまっているなど、周波数が必ずしも効率的、

効果的に利用されていない帯域が存在する状況についてはゆゆしき事態で、従来のアナログ方式による周波数利用にとどまっており、周波数が必ずしも効率的、効果的に利用されていないことは、はっきり他省庁に対しても物申すべきではないかと存じます。

以上です。

○三木重要無線室長 ありがとうございます。

まず、1つ、同報系の防災行政無線でございます。

この地方税制措置におきましては、総務省の消防庁のほうでこの手当てを行っております、また来年もこの地方財政措置があるのかどうかということに注視して、それがあれば、我々のほうから自治体のほうに、こういうものがあるのでということで促進していこうという意味でここに書いております。

また、我々としても、先ほど先生おっしゃった支援策、いろいろおっしゃいました。ありがとうございます。

我々、最近ちょっとしたものにつきましては、このQ P S K方式というものがございますけれども、このQ P S K方式の技術基準、技術の検討を行って、これを導入しまして、なるべく市町村の方々がこの防災行政無線を設置できやすいようなものを検討したりしておりますし、また、総務省の消防庁と連携しながらこの同報系の防災行政無線の意義というものを説明しながら進めていっているところでございます。

最近、アナログから、まだまだアナログ、ここはありますけれども、最近はこの16QAM方式とQ P S K、特に後発のQ P S Kがどんどん設置が伸びてきておりますので、それも1つの効果かと思っておりますので、これを進めつつ、先生のおっしゃっていただいた措置についても検討してまいりたいと思っております。

それから、2つ目のほうでございます。

先生のおっしゃるとおりでございまして、我々も日頃から免許人といろいろと意見交換、また、調整なんかさせていただいておりますので、その都度、このようなシステムについて、有効利用できるような、能率的な利用ができるような、その観点からいろいろと進めていきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○林委員 ありがとうございます。

災害は人を待ちませんので、どうか進めていただければと思います。ありがとうございました。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

ちょっと確認なんですけれども、今、林委員のほうからかなり、ある意味踏み込んだ御要望があったわけなんですけれども、こういった、ここの総務省の評価にも言及されているような、本来であればより周波数利用効率の高いシステムへ変えていただきたいというような要望は、免許人の方にはダイレクトに伝わるような形になっているのでしょうか。

もし可能であれば、この報告書の案の評価結果についてはこのままにしておいて、免許人にお伝えする際に、こういった要望、こういった意見がありましたので、やはりもうちょっと積極的に効率のいいシステムへ変える検討をすすめてくださいということ、何らかの形でお伝えするようなことは可能なんではないでしょうか。実際にはどのような形で行われているのでしょうか。

○三木重要無線室長 実際には、免許人と我々、総務省、この総務本省もありますし、全国で北海道から沖縄まで11か所の総合通信局、これが、免許の許可の窓口をしております。

そのときには、免許をするときに、紙を持ってきて、はい、免許しますではなくて、初めからいろいろ、スタートから相談があつたりします。

そういうときに、免許人に対しまして、今、こういうデジタル化があります、

新しいOFDM方式ありますといったことで進めておりますし、実は、免許人もそれはよく理解しているところでございます。

それから、またそのほかにも、我々、総務省のほうでいろいろな講演会、セミナー、説明会などをやっている中で、こういった電波の有効利用というものをうたっておりますので、彼らにはもちろん伝わっているし、理解しておりますけれども、先生おっしゃったとおり、さらに耳が痛いほどこれをお話ししながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

林先生のほうはこういう形でよろしいでしょうか。

○林委員 はい、承知いたしました。

○吉田会長 ほかに委員の先生方から追加の御質問等ございますでしょうか。

それでは、特にないようでしたら、いろいろ先生方からコメントを頂きましたけれども、総務省の方には十分意図が伝わったかと思っておりますので、この諮問第22号につきましては、諮問のとおり評価することが適当である旨の答申を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

念のため、お一人お一人確認させてください。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 異存ございません。

○吉田会長 長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 はい、異存ございません。

○吉田会長 兼松会長代理、いかがでしょうか。

○兼松会長代理 今回はいいかと思っておりますけれども、次回またより厳しくお願いしたいと思っております。

○吉田会長 日比野委員、いかがでしょうか。

○日比野委員 そうですね、兼松会長代理に同じです。



○吉田会長 分かりました。

それでは、皆様方からの、そういったご意見は十分に伝わったかと思いますので、本件につきましては、諮問のとおり評価することが適当である旨の答申を行うことに決したいと思えます。どうもありがとうございました。

○三木重要無線室長 ありがとうございました。

○吉田会長 以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。

総合通信基盤局の職員は退出をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○吉田会長 それでは、情報流通行政局の職員に入室するように御連絡のほどお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

## 諮問事項 (情報流通行政局)

(1) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可

(諮問第23号)

○吉田会長 それでは、審議を再開いたします。

諮問第23号、日本放送協会放送受信規約の変更の認可につきまして、豊嶋放送政策課長から御説明をお願いいたします。

○豊嶋放送政策課長 放送政策課長でございます。よろしく申し上げます。

諮問第23号の説明資料に沿って説明させていただきたいと思えます。

本件は日本放送協会の受信規約の変更の認可でございます。受信料の値下げを内容としたものでございます。

放送法64条3項の規定に基づき変更の認可申請がございまして、今般の認

可申請は、受信規約の条項を令和2年3月に国会で承認を受けた収支予算に記載された内容に一致させるための変更を行うものであり、本年10月1日より受信料額の引下げを実施するための規定の整備を行うものとなっております。

変更理由は、契約者への還元を目的としたものであり、本件は、既に承認を受けたNHKの収支予算において、実施する旨の記載がされている内容を規約に反映させるというものでございます。

本件の値下げが事業収支に及ぼす影響でございますが、本年度は約90億円の減収見込み、それと、値下げに伴うシステム改修により1億円の支出を見込んでおり、値下げについては、令和2年10月1日から施行することとしております。

今回の値下げについては、例えば地上契約の口座・クレジット払いですと、今、1,260円となっておりますが、変更後は1,225円と35円の値下げとなります。

同様に、衛星特別契約等も併せて値下げを実施するという内容となっております。

本件認可申請に関する審査の結果でございますが、受信契約者への還元を目的として実行するものであり、かつ、国会で承認を受けた令和2年度の収支予算に記載された内容に一致させるための変更というものですので、妥当なものと考えております。

加えて、今般の変更による令和2年度の減収額約90億円、それと、支出が1億円と見込まれておりますが、協会の事業収支に大きな影響を及ぼすものではないと考えられますので、申請のとおり認可することが適当であると認められると判断いたしております。

説明が簡単でございますが、諮問第23号については以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉田会長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の先生方から何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○兼松会長代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 お願いいたします。

○兼松会長代理 前ももしかして御説明を頂いているかと思うんですけども、ちょっと失念しましたので、2.5%というのはどういう基準で決めたのでしたでしょうか。

○豊嶋放送政策課長 よろしゅうございましょうか。

大きな流れで申し上げますと、本件の受信規約の改定、この値下げは、NHKの中期経営計画でうたわれているものでございまして、今回の値下げの前、ちょうど1年前ですが、消費税の値上げをするときに受信料額を据え置いており、全体として4.5%程度の値下げを行うということを中期経営計画で打ち出しております。

この数字自身の算定根拠というよりも、NHKの今後の収支予測の下で還元できる幅として、収支全体に影響を与えない範囲でNHKが中期経営計画で打ち出して、それを実行するというものでございますので、今回の認可申請の判断でもございますが、事業収支に影響を及ぼさない範囲内での実行と理解しています。

○兼松会長代理 ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。ほかの先生方から何か御意見ございませんでしょうか。

○長田委員 長田です。

特にございません。

○吉田会長 はい。

林委員からはいかがでしょう。

○林委員 私も特にございません。ありがとうございます。

○吉田会長 日比野委員はいかがでしょう。

○日比野委員 特にございません。

○吉田会長 兼松会長代理からも追加の御質問等ございませんでしょうか。

○兼松会長代理 はい、大丈夫です。

○吉田会長 私自身もこれは今、御説明いただきましたとおり、国会の承認を受けた令和2年度収支予算に記載された内容に一致させるための変更ということで、全く差し支えないのではないかと存じます。それでは、諮問第23号につきましては、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

念のために、もう一度確認させてください。

林委員はいかがでしょう。

○林委員 はい、異存ございません。

○吉田会長 長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 はい、異存ございません。

○吉田会長 兼松会長代理、いかがでしょう。

○兼松会長代理 はい、結構でございます。

○吉田会長 日比野委員、いかがでしょう。

○日比野委員 結構です。

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。どうもありがとうございました。

## 報告事項（情報流通行政局）

(1) 日本放送協会令和元年度決算の概要

○吉田会長 それでは、次に報告事項になりますが、日本放送協会令和元年度決算の概要につきまして、豊嶋放送政策課長から御説明をお願いいたします。

○豊嶋放送政策課長 引き続きよろしくをお願いいたします。

令和元年度の決算でございます。

事業収入が7,384億円、事業支出が7,163億円、事業収支差金がプラス220億という決算となっております。

令和元年度予算との比較では、収入については予算に比べて増、支出については予算に比べて減となっております。

トータルとして、令和元年度予算の段階ではマイナス30億円の収支差損を見込んでおりましたが、決算では220億円のプラスとなっております。

黒字の額が拡大した要因ということで、まず、収入面では、受信料収入につきまして、当初予算の見込額を上回る83億円の増となった点が収入増の主因になっております。

それと、支出のほうですが、人件費の減、それと、国内・国際放送費の抑制に伴って、支出減が114億円になっておりまして、これが支出減の要素になっております。

収入増、支出減でございまして、これに伴って220億円の黒字決算となったということでございます。

この収支差金220億円につきましては、財政安定のための繰入金に繰入れるということになっています。

一方で、新たな建設費等に充当するために101億円を取り崩します。

結果としては、差引き119億円が新たに繰り入れられるということでございますので、令和元年度末では、財政安定のための繰越金は1,280億円にな

ります。

それと、有料配信業務勘定、NHKオンデマンドの関係の勘定の部分でございます。

予算と決算で増減が大きく見られるのは事業収入の欄でございます。

約2.8億円が予算に対して増というふうになっています。

この主な要因といたしまして、事業収支差金の欄、令和元年度の予算に比べまして、約3億円の増という決算値になっております。3.3億円の黒字となっております。

この事業収入が増えている要因は、NHKオンデマンドは有料で運営しておりますので、視聴料収入の増が主因となっております、事業収支差金の額が膨らんだという形になっております。

あと、業務報告書の概要ということで、幾つか、昨今の関係するところで紹介したいと思います。

まず、放送番組等の概況につきましては、特にインターネット活用業務につきまして、本年の3月、NHKプラスを試行的に実施したところでございます。この4月、令和2年度から本格サービスに移っております。

それと、受信料の支払率ですが、平成30年度末が82%でしたが、今回1%増ということで、83%になっております。

放送設備の建設改修等でございますが、令和元年11月に放送センター建て替え第I期工事の基本設計の概要を公表し、設計を開始いたしております。

業務組織の概要、職員の状況の欄でございますけれども、女性職員比率につきましては、30年度末17.4%、これが18.6%に上昇しているということでございます。

主なポイントは以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉田会長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か委員の先生方から御質問や御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○林委員 林でございます。

○吉田会長 お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。

220億円の黒字はこれ自体結構なことでございますけれども、一方で、財政安定のための繰越金にためこんでいくのもどうかなという気がして、もちろん協会は、特殊法人であって、株式会社等と違って繰越剰余金を配当するわけにもいきませんので、こうせざるをえないのかもしれないけれども、基本的には収支相償するのがよいのかなと思っております。そこで質問としては、今回の大幅黒字は一過性のものと理解していいのか、それとも、今後恒常的に積み上がっていくものなのか、その辺り御教示いただければと思います。

以上です。

○豊嶋放送政策課長 よろしゅうございましょうか。

まず、今回、特に受信料収入が大幅に伸びておりますが、主な要因は、令和元年度中に予想よりもたくさん受信料収入があったというよりも、令和元年度予算を積算した時点では、平成30年度の徴収結果のデータがまだ出てこなかったものですから、あくまで予測値で出したが、平成30年度の徴収率が非常に高く、結果的には全体を押し上げた格好になっています。

つまり、令和元年度の徴収率が上がっているように見えても、実は平成30年度の徴収率が上がっていた、その数字の分が決算値として出たものです。

したがって、以降、令和2年度以降について、この上昇要因がそのまま効いてくるという形ではなくなりますので、この数字自身は、30年度の増えた分が反映されたものにすぎないということかと思えます。

これ以降の見込みについては、これからNHKにおいて来年度以降の予算を

策定することになるわけですので、詳細は分からない状態ではありますが、特に今年度は、NHKにおきまして中期経営計画を策定する年になっており、NHKにおきましては長期的な収支見込みというのを新たに出されることとなります。これはおいおいNHKのほうで策定して、今度は予算の方に添付されますので、我々としてもその数字を見て判断いたしたいと思っています。

ただ、余談で1つ申し上げますと、足元の状況で申し上げますと、コロナウイルス感染症の影響だと思われまますけれども、今年度4月の受信契約数は、解約の発生等により一部減少が見られるという状況になっておりますので、単純にこれまでの数字の延長ではなかなか難しいのではないかとということも少し見据える必要があるかと思っています。

いずれにしても、正確な予測値というのは今後、NHKの中期経営計画の中で明らかにされていくと見ているところでございます。

○林委員 ありがとうございます。よく分かりました。

今回の数字というのが、ある意味一過性というか、令和2年以降もずっと続いていくという性格のものではないというのがよく理解できました。

ありがとうございます。

○吉田会長 林先生、よろしいでしょうか。

では、ほかの先生方からの御意見はございませんでしょうか。

○兼松会長代理 すみません、よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○兼松会長代理 今の林先生の御質問に関連して、平成30年に徴収率が上がったというのは何か理由がありましたでしょうか。

○堀内企画官 企画官の堀内と申します。

ただいまの御質問につきましては、NHKにおいて、平成30年度の後半に法人委託の拡大を進め、受信規約の取次ぎ数について、NHKが予算を策定す



る時点で見込んでいた数よりも実際の仕上がりが多くなったという様に、NHKでは分析をしております。

実際、NHKが予算を策定する際に、平成30年度の着地として見込んでいた数よりも30万件ほど契約総数が上振れしたというものでございます。

○兼松会長代理 そうしますと、契約を取り付ける活動が非常にうまくいったという理解でよろしいでしょうか。

○堀内企画官 そのご理解で結構です。

○兼松会長代理 ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

長田委員からはいかがでしょうか。

○長田委員 特にございませぬ。ありがとうございます。

○吉田会長 日比野委員からはいかがでしょうか。

○日比野委員 予算と実績が昨年度ここまで大きくぶれたので、普通の企業人としてはちょっと驚いたぐらいのことで、今の説明で分かりましたので、結構です。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかに追加の御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に追加の御質問等ないようでしたら、本報告事項につきまして、は終了したいと思います。どうもありがとうございました。

## (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受信料の免除の実施状況

○吉田会長 それでは、次に、報告事項、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受信料の免除の実施状況につきまして、豊嶋放送政策課長から御説明をお願いいたします。

○豊嶋放送政策課長 引き続きよろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う受信料の免除の実施状況ということでございます。

本件につきましては、5月8日の電波監理審議会、臨時で開催していただきましたけれども、そこで受信料の免除基準の変更の認可に関して諮問させていただいて、答申を得たものになっております。

この際は、免除基準の改定によって、あらかじめ総務大臣の承認を受けたものに係る受信料を免除するための規定を新設させていただきました。

この規定を受けまして、5月11日にNHKから受信料の免除承認の申請があり、同日に承認をいたしました。

実際には5月18日、1週間後に受信料免除申請の受付を開始しております。

具体的に、免除する受信契約の範囲につきましては、中小企業の事業者等を対象としました持続化給付金ということを行っておりますけれども、この給付金の給付決定を受けた者に対しまして、事業所等、居住以外の場所に受信機を設置して締結している受信契約について免除対象とする、これは令和3年3月31日までに申請をした場合のものについて免除するというところでございまして、免除期間は2か月。

この承認申請があった際の免除見込み件数、これは持続化給付金がどのくらい受給されるかによりますけれども、NHKでは約175万件という見積りをしていまして、この場合の免除見込額が32億円という見込みを立てておりました。

本件、5月18日の受付開始後から順次、周知活動をしています。放送内、あるいは、NHKホームページ掲載のほか、スポットの随時の放送、それと、業界団体を通じて周知活動しているところございまして、持続化給付金の給付決定を受けるという前提になりますので、順次、この取扱いもまた増えてく

ると見込んではおります。

改めまして、5月8日に臨時の審議会を開催していただきまして、答申を得まして、その場で以後の進捗状況についても御報告をするという話もございましたので、中間段階でございますが、一旦この状態を報告させていただきました。

以上でございます。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして、何か委員の先生方から御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

○長田委員 長田です。よろしいでしょうか。

○吉田会長 お願いします。

○長田委員 地上契約と衛星契約の数の違いはどういうことなのでしょう。衛星契約だけを免除希望の方があったということでしょうか。

○豊嶋放送政策課長 よろしいでしょうか。

これは、地上契約は、いわゆる地上テレビだけ見る場合の契約です。衛星契約は、地上テレビと衛星の両方見られる場合です。

○長田委員 分かりました。そういう意味ですね。

それと、この周知方法のところですけども、この持続化給付金は経産省さんがやっぺらっぺらるんすよね。

そういうホームページのところにも一緒に周知していただくとか、何かそういう工夫はしていらっぺらるのでしょうか。

○豊嶋放送政策課長 受信料免除に関しましては、御指摘あった持続化給付金を提供する経済産業省のホームページも含めて、当然総務省のホームページも行っております。

政府全体で、コロナウイルス感染症の関係の様々な施策を紹介しているペー

ジもございまして、ここでも、NHKのこの免除の手續の説明、それと、そこからNHKのホームページにアクセスできるように、QRコードを併せて載せているというような措置をしております。

以上でございます。

○長田委員 ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

○兼松会長代理 よろしいでしょうか。

○吉田会長 はい、どうぞ。

○兼松会長代理 今の長田委員の御質問に関連いたしますけれども、まだ2か月とはいえ、見込み件数に比べるとかなりまだ少ないのかというふうに思っております、来年の3月31日まで期間がございますけれども、事柄の性質上、あまり先になってから申請するというのはちょっと考えにくいように思いますので、できるだけ今後も周知に努めていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○豊嶋放送政策課長 よろしゅうございましょうか。

175万件の見込みの業態別の内訳で申し上げますと、ホテルあるいは旅館等の比率が非常に高いと見込まれています。

今回の周知におきましても、一般的なホームページ等々の周知以外に、業界団体、ホテル・旅館等の団体がございますので、ここを通じた周知も既に行っているところでございますが、御指摘のあったとおり、持続化給付金の給付決定と併せて手續を取っていただくほうが合理的かと思っておりますので、引き続きNHKにおきましても、周知、あるいは、アクセスがしやすい環境を継続的にやっていただきたいというふうに思っています。

○兼松会長代理 ありがとうございます。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

林委員からは何かございますでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。

件数は確かに少ないと思って拝聴していたんですけども、周知方法が、私が5月の電監審のときに発言していたときに想定していた以上にいろいろな手段を用いて周知・広報に努めておられるようで、私もNHKのテレビ放送を見ていましたら、本件の案内が随時流れてくるのを拝見しておりますにつれ、この免除申請に向けたその周知の方法について、総務省とNHK、それぞれの御努力が非常に実った結果ではないかと思ひまして、その意味では安堵というか、非常に良かったと思っていますところ。協会には、この制度を必要としている受信契約者にタイムリーに必要な支援が受けられるように、さらなるご努力をお願いしたいと存じます。さきほどご説明があったように、申請には「持続化給付金」の給付決定を受けた者という前提で制度が構築されていますので、なかなか申請件数が思うようにいかないかもしれませんけれども、先ほど会長代理もおっしゃったように、支援の時期が遅れてしまいますと、いろいろ差し支えもあると思ひますので、ぜひ必要な人に必要な支援をタイムリーな形で進めていただければと思ひます。

以上です。

○吉田会長 ありがとうございます。

何か総務省のほうからございますでしょうか。

○豊嶋放送政策課長 こちらは特にございません。

○吉田会長 ありがとうございます。

日比野委員からはいかがでしょうか。

○日比野委員 特にないんですけども、見込みとこの実績のずれ具合が、昨年度の決算もそうですけれども、大変大きいという印象を持ちましたけれども、

これにつきましては、先ほどほかの委員の皆様がおっしゃっているとおり、さらに周知を徹底して、できるだけ利用を増やしていただくということに尽きると思います。

以上です。

○吉田会長 どうもありがとうございました。

私もこれ拝見しております、皆さんおっしゃったようなことを感じたところですが。加えまして、この免除期間が2か月間となっているんですけども、これは1回限りということで、何か事情があってこれを繰り返すなんていうことはできないわけですね。念のためにお伺いさせていただきます。

○豊嶋放送政策課長 まず、この2か月間という期間ですが、これは、コロナに限らず、まさに今、集中豪雨でもございますけれども、災害時の免除特例で使っているのが2か月間でございます、これに準じた対応というふうに聞いております。

当然のことながら、今回の承認では2か月ということになっておりますけれども、今後の状況に応じてはそういう検討をする必要があるかもしれません。

ただし、先ほど言ったように、一般的に災害では2か月という適用をさせておりますし、まずはここをしっかりと御活用いただいて、その上で、さらなる必要があるのかどうかということを検討する場面も出てくるかと思っておりますけれども、この期間設定自身は、災害一般に合わせて、同様の措置を取らせていただいたというものでございます。

○吉田会長 よく分かりました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響は、災害とはかなり違うかと思っておりますので、皆さんから何か追加で要望があるかもしれませんけれども、何か検討の余地はあるということで理解いたしました。どうもありがとうございました。

委員の先生方からほかに追加で何か御質問等ございますでしょうか。よろし

いでしょうか。

特にないようでしたら、それでは、本報告事項につきましては、終了したいと思います。どうもありがとうございました。

## 閉 会

○吉田会長　それでは、本日はこれにて終了いたします。答申書は所定の手続により、事務局から総務大臣宛てに提出してください。

なお、次回の開催は、7月15日水曜日から7月20日月曜日にかけて、文書審議による臨時会を予定しております。

また、8月は休会となりますので、次々回の開催は9月9日水曜日、15時を予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。